

**男女共同参画社会の実現を積極的に推進し、
「農地利用の最適化」に全力で取り組もう！**

令和元年11月1日に施行された改正農地中間管理事業法によって、農業委員会の人・農地プランにおける役割が「農地所有者等の意向把握」と「地域の話し合い活動への参加」へと重点化・明確化されました。農業委員会はこのことを含め「農地利用の最適化」を果たしていくことが大きな使命となっています。

また、男女共同参画社会の実現にあたっては第4次男女共同参画基本計画に沿って、農業委員会だけではなく、JAや生活研究グループなど関係機関と連携しながら、地域全体で男女共同参画の推進がなされるよう取り組んでいくことが重要であります。

高齢化と人口減少という未曾有の事態の前に、地域社会と農業・農村の持続的な発展のためにも、性別を問わずに「農地利用の最適化」の取り組みを進めていくことが必要です。

先般1月に行われた「全国農業委員会女性協議会第10回総会」の議論を踏まえ、以下の3点を、声高らかにアピールいたします。

1 私たちは「農地利用の最適化」を積極的に推進します

私たちは「農地所有者等への意向把握」や「地域での話し合い活動」に取り組むことで、農地の利用集積・集約化、担い手の育成・確保、遊休農地の解消・発生防止など地域で抱える課題を解決し、農地利用の最適化を推進していきます。

2 私たちは、食農教育や後継者対策に真剣に取り組めます

農業は、国民の命の源となる食料を生産する生命産業です。私たちは、国民や消費者が食や農業に興味関心を持ち、農業、農村への理解を深められるような情報発信を行います。併せて、地域農業の存続に欠かすことのできない後継者を育てる大切さも発信していきます。

**3 私たちは、男女共同参画社会の形成を推進し、
女性農業者の声を発信します**

農業従事者の約半数は女性です。その声を適切に伝えるため、農業委員会における女性の登用を積極的に進めながら、広く女性農業者の声も取り入れ、男女がよきパートナーとして地域の共同参画を推進していけるように引き続き努力します。

令和 2 年 3 月 4 日
全国農業委員会女性協議会